2014 年 11 月 10 日

野党不在で労働者派遣法改悪法案の審議を強行―衆院厚生労働委

衆議院厚生労働委員会は 11 月 7 日、野党が開会に反対する中、委員長職権により開会が強行され、野党全会派が欠席する中で安倍総理が出席して審議が行われた。連合は委員会傍聴行動を実施し、22 名が参加したが、野党欠席となったため、途中で行動を中止し解散した。

今回の改正法案は、派遣期間制限を実質的に撤廃することで、現在の派遣法で基本的な理念とされている「派遣労働を臨時的・一時的な働き方として位置づける」という原則が失われる内容となっている。民主党・大串博志議員が 5 日の衆議院厚生労働委員会で、この点について塩崎厚生労働大臣に質した。大臣は、この原則が守られると強調し、その理由として「派遣先事業所単位の期間制限は原則 3 年であり、過半数労働組合等への意見聴取で了解を得なければいけない」とし、「過半数労働組合が反対一色であったのに強行したということであれば労働局としても指導をせざるを得ない」と、法案の内容を理解しない答弁を繰り返した。

しかし、この答弁は明らかに法案の内容と整合せず、翌 6 日になって「言葉足らずで誤解を招く」として政府は事実上の答弁修正が行った。これに対して野党は答弁修正と謝罪を求めたが、これに応じないことから猛反発し、7 日の委員会を一斉に退席した。

同法案は、審議入り直前の 10 月 31 日の衆院厚生労働委理事会に、与党である公明党が修正案を提出する意向が示された。政府法案では、派遣先が派遣可能期間を延長するに際し過半数労働組合等から意見があった場合の当該労働組合等への理由等の説明について、派遣先は「派遣可能期間を延長したときは・・・延長した理由」等を説明しなければならないと規定されている。修正案には、延長する前に説明を行うことを明確化する規定が盛り込まれていた。しかし、突然の提案に他の会派が反発し、提出は見送られた。

法案のありかたを審議した労働政策審議会で労働側は、この点に関し事前説明義務とすべきと指摘したが、厚生労働省は事前説明義務と解釈する旨を行政通達で解説すると説明してきた。しかし、今回修正案が示されたことにより、政府の説明には無理があり、政府法案に欠陥があることがあらためて露呈された。

こうした欠陥法案をそのままに、大臣の無責任な答弁が行われるなど、政府・与党の国会審議に臨む姿勢として極めて不誠実と言わざるを得ない。

過半数労働組合等の意見によって派遣利用を止められる仕組みにしなければならないことは、連合が労働政策審議会で強く主張してきた点である。こうした点が不明確であり、「派遣は臨時的・一時的」との原則と均等待遇原則が導入されない同法案は、断固として成立を阻止しなければならない。